

平成31年度の国民年金保険料のお知らせ

問 住民環境課 年金係
☎476-1111(123・126)

◆国民年金保険料の金額

平成31年度の国民年金保険料は、**月額16,410円**です。

平成31年度の国民年金保険料額は、国民年金法第87条において、17,000円※とされていますが、平成16年度からの物価と賃金の変動に基づく2019年度の保険料改定率0.965を乗じることに
より、16,410円となりました。

※平成28年に成立した年金改革法により、平成31年度から産前産後期間の保険料免除制度が施行される
ことに伴い、保険料を月額100円引き上げています。

◆国民年金保険料の前納

国民年金保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額について、厚生労働省告示により定
められています。

現金・クレジットカード納付で保険料を前納した場合、毎月払いと比べて2年前納なら14,520
円、1年前納なら3,500円、6か月前納でも800円の割引になります。

また、口座振替制度を利用して保険料を前納した場合、毎月払いと比べて2年前納なら
15,700円、1年前納なら4,130円、6か月前納でも1,120円の割引となり、大変お得です。

■ 口座振替・クレジットカード納付には次の方法があります。

- (1) 2年(4月～翌々年3月分)分の前納
- (2) 1年(4月～翌年3月分)分の前納
- (3) 6か月(4月～9月分、10月～翌年3月分)分の前納
- (4) 毎月(早割、口座振替のみ)
- (5) 毎月(割引なし)

※口座振替・クレジットカード納付による平成31年4月からの前納は(2年分、1年分、6か月分、早割)の新
規申込は、2月末日で受付を終了しました。(来年度に向けてご検討ください)

◆まだ間に合う2年前納

口座振替・クレジットカード納付の申込は受付を終了しましたが、現金(納付書)での納付は
可能です。納付書の発行については、役場またはお近くの年金事務所にお問合せください。

(平成31年4月～平成33年3月分までの前納納付書の**使用期限は、平成31年5月7日まで**です。
余裕を持って納付してください)

※保険料が30万円を超える納付書は、コンビニエンスストアでは
利用できません。(指定の金融機関で納付してください)

